

平成28年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年7月6日（水）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年7月6日（水）

午後1時00分～

場 所 逗子市役所5階 第6会議室

議 題

1. 諮問第11号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【介護保険課】
2. 個人情報事務登録簿について
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

介 護 保 険 課 長	須 田 正 二
介 護 保 険 課 主 事	小 宮 友 香

事務局等出席者

情 報 公 開 課 長	矢 島 小 百 合
-------------	-----------

情報公開課 係長	内田典久
情報公開課 非常勤事務員	判治恵子

会議の公開・非公開の別 公開
 ただし議題 1 については非公開
 （逗子市情報公開条例第 20 条第 1 項第 2 号に該当）

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 【資料 1】 諮問第 11 号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
- ・ 【資料 2】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料 3】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 1時00分開会

○立川会長 それでは、メンバーおそろいになりましたので始めさせていただきます。

第2回の逗子市個人情報保護運営審議会を開催したいと思いますが、全員おそろいなので成立をいたします。

それでは、まず資料の確認をお願いいたします。

○内田情報公開課係長 資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○立川会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○内田情報公開課係長 それでは、議題1の所管を。

○矢島情報公開課長 議題1の所管をお呼びしてよろしいでしょうか。

○立川会長 はい、結構でございます。

——介護保険課入室——

(非公開)

——介護保険課退室——

○立川会長 それでは、議題の審議が終わりましたので、次に移りたいと思います。

次の議題は、個人情報事務登録簿についてであります。また事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 お手元に配付しました資料2をご覧ください。今回は、個人情報事務登録簿につきましては、新規が1件、変更が1件ありましたのでご報告させていただきます。

まず1枚目の変更状況集計表ですが、前回までの登録件数につきましては、合計件数が635件となっています。今回市長部局で新規が1件、変更が1件ということで、登録事務件数の計は636件となりました。

それでは、次のページ、登録簿の写しをご覧くださいと思います。

まず、1と振ってあります新規は、企画課が所管でございます。事務の名称は、自治基本条例検討事務です。こちらの事務開始は、平成28年5月31日からとなっております。個人情報の収集目的につきましては、自治基本条例の検討に当たり、ワークショップへの参加者の募集及び検討会の設置を行い、参加者

及び検討会メンバーに対する事務連絡及び管理を行うためとなっております。
対象となる個人の範囲につきましては、市民参加者と検討会メンバーになります。
収集の時期は、不定期、収集の方法は本人からとなります。

備考欄には参考で書いてありますけれども、戸籍住民課、基本台帳から無作為抽出でラベルを打ち出し、こちらのほうのワークショップへの参加の通知を2,000人に通知しております。

記録の名称につきましては、下に書いてある5段記載のとおりとなります。

ちょっとこの場をおかりしてご報告させていただきますが、こちらの事業につきましては、実は情報公開課もかかわっております。市民が主役のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものとして、平成30年の制定を目指して検討が始まりますが、条例の検討に関連し、情報公開制度の視点、個人情報保護制度の視点での検討もあるということで、検討会には課長が、ワークショップには係長が参加することとなっております。

担当課は企画課になりますが、現時点では、具体的にどのように進めていくのか、どのように話し合われるのか決まっていない部分もありますが、ワークショップで話し合われたこと、検討会で検討されたことにつきましては、当審議会にご報告させていただき、ご審議いただくこともあるかもしれませんので、その際にはよろしくお願いいたします。

次に、変更、2と振ってある、変更についてご報告させていただきます。

こちらは、財政課の寄附金事務で、記録の名称の追加となります。ピンクのマーカーで印をつけたところが増えとなります。記録につきましては、寄附金税額控除に係る申告特例通知書が追加となっております。

ご説明は以上になります。

○立川会長 この件について何かお聞きになりたいことはございませんか。

この寄附金については、従来は控除に係るあれですか。

○矢島情報公開課長 実は、寄附金事務につきましては従来からあったようなんですが、前回、平成27年の第3回のときに漏れていたということでこちらの寄附金事務の登録をさせていただきました。ふるさと納税制度により広く寄附金を募るに当たりまして、寄附金事務として整理して、必要となったこの最後の段の寄附金税額控除に係る申告特例通知書というのがふえたということでござ

います。

○立川会長 わかりました。どなたかほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告についてはこれで終了させていただきます。

あとは、その他に入りますが、事務局のほうからお願いします。

○矢島情報公開課長 その他につきましては、4点ほどございます。

1点目は、資料3の特定個人情報の基礎項目評価書につきまして新規2件が公表されましたので、そのご報告になります。内田係長よりご報告させていただきます。

○内田情報公開課係長 それでは、資料3のほうをご覧くださいと思います。

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧になります。何度かこの会議でもご紹介させていただいている評価書になります。特定個人情報の保護評価というのは、ご承知かと思いますが、個人番号が付番された特定個人情報ファイルを保有するときに、個人のプライバシーとの権利、利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいのリスクなどを分析しまして、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じますということを宣言する形の評価書となっています。

評価そのものは大きく3段階ありまして、人口規模によって全項目評価だったり重点項目評価、それから、一番ベーシックな基礎項目評価、3つございます。本市の場合は全て基礎項目評価ということになります。今回は一覧表の21番、22番、一番下の2本なんですが、特定健診・特定保健指導に関する事務と高齢者健診に関する事務、両方とも国保健康課が所管課でありますけれども、こちらのほうが追加になりました。

21、22とも健診に係る内容のものですが、21は基本的に40歳から74歳の方が対象になり、22番の高齢者の方は75歳以上の方が対象の事務ということになります。ご参考までに、次のページ以降に実際の評価書を添付させていただきましたので、後ほどご参考にご覧いただければと思います。

こちらが国、個人情報保護委員会のほうに提出して公表が終わっているという状況です。評価書番号2番が欠番になっているので、これで全部で21の事務が対象になっています。

以上、報告になります。よろしくお願いいたします。

○立川会長 はい。

○矢島情報公開課長 続けて2点目でよろしいですか。

○立川会長 全部が終わってから質問いきますか。

○矢島情報公開課長 それでは、2点目は、前回の会議で、諮問第10号で緑の基本計画改訂業務における航空写真の目的外利用等につきましてご審議いただきましたが、その際に米軍住宅の航空写真撮影の際の許可関係につきまして、担当課である緑政課で会議終了後改めて利用元となる課税課に確認しましたところ、住宅部分の撮影につきましては、許可行為はもともと不要であったということがわかりました。会議の間に電話で確認した際には許可を得ている旨の回答があったため、緑政課長のほうでそのようにお答えしてしまいましたが、訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

前回の会議録の校正につきましては、近々送付させていただく予定になっていますが、そちらでは許可を得ているとの回答をしてしまっていますが、この場をお借りして訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

それから、続けてよろしいですか。

3点目、ちょっと重たくなるかもしれませんが、先ほどの刑事訴訟法第197条第2項関係の照会案件につきまして、実は今回議題1で先ほどご審議いただいたところですが、これとは別に、平成28年6月23日付で社会福祉課にも照会書が届いております。この照会は人物が特定できるものとして氏名、生年月日のみが記載されておりまして、該当者がいなかったもので今回ご審議いただくには至らなかったんですが、前回の会議でも少しお話をさせていただいたところで、こちらの照会につきましては、本市においては法令の規定に基づく提供には該当しないとの解釈ですので、他市との対応が違うことから、各所管課で本市の規定、解釈等につきまして、警察の担当者への説明に大変時間を要しています。先ほどの介護保険課のほうもちょっと私ども事務局のほうでも指導不足のところがあって聞き取れていないというところもあるんですが、担当者のほうはかなり警察の方にはお話ししたんですが、他市との対応が違うところでかなりの厳しいお話もされているようなことはお聞きしております。

その中で、やっと、1回目は手書きで書いてあるところはありませんでした

ので、1 回戻させていただいて書き加えた上で照会書が出てきます。ですので、そちらのほうも具体的にもう少しというようなお話も担当者のほうはしているんですが、なかなか教えていただけないというところ、どこまで聞けばいいのかというのがありますし、警察の方は、他市ではそのまま照会書が出ますと、そういう確認等はなさっていらっしゃるんだと思うんですけども、審議会にかけずに出ている市もありますので、その辺がどうしてなのというような形で厳しいご意見もいただいているようです。

たまたま私と係長が来てからの件数が多いのかもしれないんですが、最近、やはりこの197条第2項照会というものが多いいのものですから。当審議会のほうが大体2カ月に一遍のペースでやっていると、今回はたまたま約1カ月の間にこのように2件来て、1件は該当しないということでよかったんですが、2カ月はあくというご説明をし、それからまた審議をして、それから遅くなるというようなことで、その結果を待つて回答できるかどうかはわかりませんというようなお話をすると、先ほどの介護保険課でも、やはりお叱りを受けたような話も聞いています。

ただ、それでそのまま出ていいかどうかというのはまた別の話なんですけれども、2カ月以上の時間を要することから、このように件数がもし増えていった場合、どのように対応したらいいかというのをちょっと思慮しております。やはりこのような情報ですので、先生方に書類での審査というのはなかなか難しいとなると、先ほど臨時に審議会開けるかどうかというところもありますし。その臨時会を開いた直後にまたありますと、また開きたいというような苦しい状況も出てくる可能性もあるんですが、ちょっとこちらのほう、他市の状況等もこちらで全て把握できているわけではないので、平成4年の類型諮問、過去の類型諮問の案件とあわせ整理ができたならまた先生方のほうにも、委員の皆様方にもちょっとご審議いただければとは思っていたんですが。ちょっとなかなかそういう機会が設けられなくて申しわけないんですが、先ほどの件とあわせてちょっとこれからの課題なのかなというふうに考えております。

4点目は日程調整になりますので、あわせまして何か。

○立川会長 今の3つのその他ということについて、ご質問ございませんか。

○海原委員 米軍のものの許可は要らないといった、そういった主体、根拠は何

なんでしょう。

○矢島情報公開課長 米軍住宅のほうは必要はないと、不要だという。

○海原委員 米軍が言ったんですか。それとも県が言ったのか。

○内田情報公開課係長 課税課のほう、もとをとったのは課税課でしたので、こちらのほうにもう一度確認したところ、撮影するに当たって特にもともと許可行為は必要なかったという。

○海原委員 課税課は、もう一個前はどこに聞いていたんですか。

○内田情報公開課係長 それは確認してみないとわからないです。

○矢島情報公開課長 それは確認をさせていただきます。必要ない区域というふうに、米軍施設の中の米軍住宅のところが必要がないということで課税課のほうは許可行為をとっていないというふうに緑政課のほうで聞き取っておりますので。

○内田情報公開課係長 課税課がもともと撮るときの根拠を。

○矢島情報公開課長 あるかどうかという確認を。

○立川会長 ほかに何か。

○安達副会長 今のお話は、議事録に反映する必要はないかどうかですよね。事後的に説明者のほうから訂正があったということは、付記する必要はないですかね。公開しますよね。

○矢島情報公開課長 そうなんです。ですので、今回改めて、メールでは委員の方々にも連絡させていただいたんですが、この議事録に残すことでのほうがいいのか、第3回のほうのところにそういう訂正があったというふうに書いたほうがよろしいかどうか。

○安達副会長 議事録自体にそれを、発言を直すことはできませんからね。

○矢島情報公開課長 最後のところに。

○安達副会長 後日訂正があったということなので、それはやっぱり誤解を招くんではないかと。

○内田情報公開課係長 事務局付記のような形で。

○矢島情報公開課長 では、そちらのほうで対応させていただくことでよろしいでしょうか。もう一度課税課のほうには確認してみます。

○海原委員 課税課へどういうふうに聞いてどういう回答があったか、どういう

聞き方によっても回答が変わってくる。

○矢島情報公開課長 相手側に確認したのか、撮る業者が、そういう区域がきちんと決まっていて、そこは必要ないので取らなかったというようなことになるかもしれないんですが、ちょっとそれを確認してみないと。

○海原委員 よろしくをお願いします。

○安達副会長 別件ですけれども、捜査関係事項照会書の件、ほかの自治体は自動的に全部出しているかのような警察のほうの話でしたけれども、本当にそうなのかというのはきちんと確かめなきゃだめですね。

○矢島情報公開課長 確かめてないので。

○安達副会長 自治体によっては本市と同じようにケース・バイ・ケースとしているところもあるはずです。

○矢島情報公開課長 各課で対応していますので直接的に私どものほうにかかってくるわけじゃないので、それぞれの警察署の方がそれぞれにご連絡しているんだと思うんですけれども。藤沢市さんは審議会に必ずかけられているようですね。記録なんかを見ても出てきますので。

なかなか類型ではできないような、ケース・バイ・ケースで、やはり審議会にかけないと難しいようなこともほとんどだと思うんですけれども、かなり担当者がいろいろお聞きして、それで審議会にかけたいというふうに説明にかなり時間をかけていることは確かなんです。でも、やっぱり逗子市はどうしてかというようなお話から始まって、なかなか捜査の内容なのでお教えできないということで、やっと今回もここまで聞き出すのもかなり苦労はしたようなんですが。それ以上はお教えできないというお話があったということで、先ほども担当のほうがちっとお話ししていましたが、そういう厳しいご意見をいただいているところもあるみたいです。

○海原委員 ただ、それは司法当局の気持ちはわかりますけれども、行政に対して強く叱るのはおかしいなと。

○矢島情報公開課長 まあ、受けとり方なんですけれども、やっぱり他市と違うところをまずご説明、法令、94ページのハンドブックのところで、法令で義務づけられている場合に限るということで、目的外に提供ができるというところの10条の第1項の1号で、法令または条例の規定に基づき利用し、又は提供す

るときの法令には該当しないということで、任意的なものであるものを含まないということで、ここで説明はさせていただいているんですが、他市の状況も、うちのほうで、当課のほうで調べ切れていない部分もありますので、一概に、本当にそうなのかどうかというのはちょっと調べた上での話になると思うんですけれども。実情的にはそういうことがあるのと、審議会の開催が間があいてしまうところが大変厳しいところがあって、予算上の問題もあるのと、本当に間が2カ月あいた、会議直後に来るのが意外と多かったり、どうしてかなという感じもあるんですが。

○内田情報公開課係長 藤沢あたりは毎月やっているそうなので、うまく回っていると思います。

○安達副会長 やっぱり月1回というようところが結構ありますから、そういうところだと諮問事項としてやって、それで支障が出ていないのかなという気がしますけれども。

○矢島情報公開課長 過去に同じような案件があって、答申で適当でないというのがあった事例がありまして、前回こちらのほうにお諮りしていないんですが、教育委員会のほうで前の答申でこのようにお答えしていますという事例をもってお断りしたケースもあります。

ですので、ある程度事例がないと、担当課も今回も先ほど課長と担当職員が来てからは初めてということですので、事例がちょっとないということでもちょっとこちらの事務局のリードもなかなかうまくできなかった部分があって申しわけないんですけれども、ちょっともう一度確認をさせていただいて、臨時会が開けるかというのはちょっと。介護保険課のほうでもう一度先ほどの警察の担当の方にご連絡をしてどのような対応になるかということも含めまして、もし急いでいて、もうちょっと状況を詳しくお教えいただいて、なるべく早くに出ないとなかなか難しい事案なのかどうかとか、そこら辺もあわせまして日程調整をさせていただくようになるかもしれないんですけれども。

○篠崎委員 私も調べたわけじゃないけれども、特に警察の照会に対してゆるくやっているというのは、私はそんなことはないと思うんですけどね。

○矢島情報公開課長 この法令ということで義務づけられている場合に限るというのが。他市はこの法令に入っているのではないかということなので、ちょっ

とうちのほうでも照会かけてみないと。

○篠崎委員 義務付けられているわけではないですもんね。197条は。

○森田委員 だけれども、それに近い考え方をして、弁護士会照会と同じ規定形式なんだけれども違う扱いをしているところもあるんですよ。だから、ちょっとその辺は扱いの仕方として問題というところもありますし、逆に今回のようなケースがあっても、そう解釈しちゃうと構わず答えざるを得なくなっちゃっているわけだから、だとしたら、むしろそういう運用がいいのかということはあると思います。

○篠崎委員 諮問の仕方を工夫すれば、しやすいんですよね。

○森田委員 こちらも非常に気持ちよく答えられるかと。

○矢島情報公開課長 ただ、担当者もかなり努力して、聞き出しというか、お話をさせていただいている中で、ここまでしかちょっとお教えできないというやりとりがあった実情はご説明させていただければと思うんですけれども。なかなか。前回諮問をかけさせていただいた件もやはり一回社会福祉課であったんですが、それでは情報公開課長にお電話しますというふうに言われたそうで、ちょっと電話はかかってこなかったんですけれども。

○安達副会長 強く言われても、こちらはこちらで個人情報をしっかり保護していますからということで、自信を持って答えて。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○立川会長 一番僕らが把握しておかなくちゃいけないのは、他の地方公共団体の状況で、それが本当に警察が言うようにほかでもみんなやっているんじゃないか、何で逗子市さんだけはというのが本当なのかどうか。

○矢島情報公開課長 その辺はちょっと、事務局のほうでもちょっとまた照会をかけてお調べしてみます。ある程度典型的に。各課の判断で逆に、後からご報告したときにこれで本当によかったのかという話になると、それはそれで各課のほうもかなり困ってしまうものもあるんですけれども。ちょっと資料をまた整えて、こちらのほうにつきましては課題ということで検討事項にさせていただいてということでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○立川会長 それでは、今回の件は。

○矢島情報公開課長 もう一度介護保険課のほうで。

○立川会長 それによって対応を考えましょう。捜査上、急いでおられるようだったら9月をやめてそれを前倒しにするとか、必要になってくるかもしれないし、相談しましょう。

○矢島情報公開課長 あと、日程調整を。

(日程調整)

○立川会長 最近ちょっと注意しておいていただきたいのは、非常にオープンデータというのがはやってきていますよね。地方公共団体が持っている活用データはなるべくオープンにして市民のために使いましょうという一つの社会的な流れができたので、それと私は個人情報の保護ということの関係を学会でも議論をしているところなんです。だから、どうも社会の全体の流れはオープンだ、オープンだと言っているのが、どこまでそれを許すべきなのか、どこは守らなくちゃいけないのかというのがちょっと市としても考えておいていただきたいと思います。

○矢島情報公開課長 情報公開課でもありますので、情報公開制度と個人情報保護制度を。そうなんです。その辺も実は、次週は情報公開の運営審議会がありますので、情報提供のところで情報発信とかオープンデータのところがどうなのかなというのはちょっと課の中では2人でいろいろ話をしているんですけども。逗子市ではオープンデータは情報政策課が担当しております。ですので、そのあたりもまた確認はしてみますけれども。

○森田委員 似たような問題として、匿名加工情報という話があって、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が改正になって、匿名加工情報といって個人情報なんだけれども個人識別部分を取ったものを自由に使えるようにすると、つまり個人情報としての規制をなくすと、それによってそういう大量なデータをいろんな役に立てるという、そういう流れがありまして、自治体でもだんだんそれが来て、神奈川県は審議会では実は、話題がちょっとだけ話が出て、神奈川県は恐らく年内に条例化すると、つまりそういう匿名加工することによって個人情報であっても利用できるようにするという制度を神奈川県は導入するという方針のようです。

そうすると、恐らく県内の自治体でも同じようなことをやるかどうかという話になってくるんですが、ただ、匿名加工情報というのは非常にまだ何だかよ

くわからないもので、何をどうすれば匿名と言えるのか、じゃあ、匿名加工したからといってどの範囲で使うのかとか、その辺がみんなよくわからないままに、でもいろいろそういう産業界の要請がとかいって改正しているという状況ですので、ちょっとこれはどうするかはちょっと近々逗子でも恐らく議論にはなるかと思います。

○内田情報公開課係長 例えば、民間でスイカの出入り記録とか、そういうのですね。

○森田委員 そうです。だから、一応特定の人と切り離すことによって人の動きなんかを把握できるようなビックデータを運用すると。そういうことのようなんですけれども。それはそれでなかなか面倒な問題なんですけれども。

○矢島情報公開課長 ご指導いただければと思います。

○立川会長 はい、わかりました。

○海原委員 情報処理規定って何かに書いてあったと答えられたんですけれども、紙に書いてあるだけというのが私は気になるんですけれども、皆さんお忙しい委員の方なんですけれども、情報処理規定というのをもう一回ちょっと先生方に見ていただいて見直したほうが私は安全のような気がするんですが、単に紙に書いてこれはやっちゃいけないとかという答えはかなりいっぱいいただいていると思うんですが。

○矢島情報公開課長 情報処理規定。

○海原委員 市役所内というか、行政体の中の情報処理規定ですね。

○内田情報公開課係長 セキュリティがきちんと管理されているかどうかですね。

○海原委員 セキュリティを管理する機関があるのかとか、そういうのをちょっと他市に比べてセキュリティが甘いかなと、これは感覚で申しわけないんですけれども。

○矢島情報公開課長 情報セキュリティの関係は情報政策課のほうで。

○海原委員 情報政策課の方にちょっともう一回情報公開課のほうでそういう要望があったということを伝えていただければ。

○矢島情報公開課長 はい。

○立川会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

それでは、次回はどうなるかまたご連絡を。

○内田情報公開課係長　またご連絡させていただきます。

○立川会長　よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後　２時２０分開会